

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三七条違反をいうが、本件証拠決定のように、訴訟手続に關し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年六月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進
裁判官	牧	圭	次
裁判官	島	谷	六郎
裁判官	藤	島	昭